

早期診療体制充実加算

当院では、早期診療体制充実加算を算定する患者様に対して診療と共に以下の対応を行っております。

- 患者様の相談内容に応じたケースマネジメント
- 障害福祉サービス等の利用に係る相談
- 介護保険に係る相談当院に通院する患者様について、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 28 号)第 3 条第 1 項に規定する相談支援専門員及び介護保険 法第 7 条第 5 項に規定する介護支援専門員からの相談・対応
- 市町村、保健所等の行政機関、地域生活支援拠点等との連携
- 精神科病院等に入院していた患者様の退院後支援
- 身体疾患に関する診療又は他の診療科との連携
- 健康相談・予防接種に係る相談
- 可能な限りの向精神薬の多剤投与・大量投与・長期処方への抑制

時間外対応加算 1

標榜時間外の緊急の問い合わせには、電話等により対応できる体制を整備しております。

一般名処方加算

後発医薬品があるお薬については、商品名ではなく一般名(有効成分の名称)で処方する場合がございます。これによって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。

医療 DX 推進体制整備加算

医療 DX (デジタルトランスフォーメーション) を通じて医療を提供できる体制づくりに取り組んでいます。

- ① マイナ保険証を利用できる体制
- ② 医師がオンライン資格確認を利用して所得した診療情報等を診察室で閲覧または活用できる体制
- ③ 電子処方箋・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制

医療情報取得加算

初診時等における患者様の医療情報の取得・活用体制の充実および情報の取得の効率性を図るため、「オンライン資格確認を行う体制」ならびに「受診歴・薬剤情報・特定健診情報・その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行う体制」を整備しております。